市制７５周年　第１回おおいがわポートフェスタ出店に関する注意事項

１ 搬入・搬出・駐車場

（１） 来場者の安全を確保するため搬入・搬出時間を厳守でお願いします。また、会場内は準備等のため多くの人の往来がありますので十分運転にはご注意ください。

（搬入：8:00～8:40、搬出：19:00～19:30 とし、途中退場できません。）

（２）前日搬入は禁止です。

・実行委員会として夜間警備を行いません。

・事故・火災等が発生し、近隣住民へのご迷惑がかかる場合も考えられます。

（３）搬入経路については、出店場所・会場レイアウトが決定後、ご案内します。〔3 月上旬〕

（４）指定場所に駐車していただきます。決定後、ご案内します。〔3 月上旬〕

２ 出店

（１）販売開始は 9:30 となります。※遵守してください

（２）資材はできるだけ、テント内に収めるようにしてください。

（３）食品を扱う出店者は、手指等の洗浄・消毒の徹底、適正な温度管理、確実な加熱調理等、食品衛生の確保に関して細心の注意を払うなど衛生管理の徹底をお願いします。

（４）小動物の販売については金魚のみ認めます。

（５）展示・販売する商品については各出店者が管理し、自身で保険（損保・製造物責任等）に加入して下さい。

（６）「食品販売」する場合、調理等及び手洗いなど衛生上に必要な水は各自ご用意ください。

（７）チラシ・試供品等の配布を目的に出店する場合は歩行者通路では行わないで下さい。

（８）試食を行う場合は、その内容を記載して下さい。

（９）出店料他の振込みは、出店決定後に当方の指定する期日までにお願いします。

３ 会場清掃

（１）店舗内のみならず、自分の店の前、店舗後ろについても清掃してお帰り下さい。

（２）会場は風が強い場合があります。特に包装資材・容器等が風に飛ばされないように注意して下さい。

４ 火気取扱い

（１） 火気取り扱いをする店舗については、**「火気取り扱い出店の皆様へ」（別紙）**に記載されている注意事項を必ず守ってください。当日の消火器の準備も確実にお願いします。

（２） 当日、消火器が設置されていないことが判明した場合には、その場で出店をとりやめていただきますので予めご承知おきください。その際、出店料の払い戻しもいたしません。

５ その他

（１）営業中止については、実行委員会の指示に従って下さい。

（２）事故（火災、爆発等）発生時の初期対応（消火、手当て、通報）についてご協力下さい。

（３）救急車、消防車等の進入がある場合は、指示に従うとともにそれら車輌の進入にご協力下さい。

（４）おおいがわポートフェスタ実行委員会（または、会場設営業者）から借用した物については、必ず返却すること。破損した場合は、弁償していただきます。

（５）地震・津波等の警報又は発生した時は、貴重品のみ持ち、当実行委員会の指示に従い、速やかに避難して下さい。

（６）ゴミ（お客様が出したものも含）の回収、持ち帰りを徹底してください。当日はゴミ袋をご用意下さい。

（７）喫煙については指定した場所以外ではおやめください。

６ 中止判断

（１） イベント開催前、もしくは当日、あるいは開催中に強風、荒天、地震情報等発表時等により安全が確保できない（または確保できない可能性がある、あるいは会場準備を行えない）場合にはやむを得ず中止する場合があります。※下記参照「中止基準」

（２） 開催前から場面毎で判断を行いますが、当日の判断は午前 6:00 の天候・予報で判断します。

（３） 中止となっても出店料（備品等含む）は返金いたしません。

（４） 中止した場合は、大井川商工会 HP へ掲載いたします。

中止基準

１ 天候、天災関係による中止

<table>
<tr><th></th><th>イベント当日・午前 6:00 以前</th><th>イベント当日・午前 6:00 以降</th></tr>
<tr><td rowspan="5">ただちに中止する場合</td><td>・震度 4 以上の地震が発生し、且つ市内に大きな被害が生じ、会場をはじめとする市内の公共や民間施設の被害復旧までに相当の時間が必要とされる場合
・「南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を開始した旨の臨時情報」又は、「南海トラフ沿いの大規模な地震が発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された旨の情報」が発表された場合。</td><td>・震度 4 以上の地震が発生し、且つ市内に大きな被害が生じ、会場をはじめとする市内の公共や民間施設の被害復旧までに相当の時間が必要とされる場合
・「南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を開始した旨の臨時情報」又は、「南海トラフ沿いの大規模な地震が発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された旨の情報」が発表された場合。</td></tr>
<tr><td colspan="2">津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されている場合及び、発表された場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">台風の進路が高い確率で、会場付近を通過することが想定される場合</td></tr>
<tr><td>次の防災気象情報が発表されている場合
・特別警報
・大雨警報
・洪水警報
・波浪警報
・暴風警報
・高潮警報

※テントの強度の関係から本部判断は≧10ｍ／秒 または強風注意報</td><td>次の防災気象情報が発表された場合
・特別警報
・大雨警報
・洪水警報
・波浪警報
・暴風警報
・高潮警報

※テントの強度の関係から本部判断は≧10ｍ／秒 または強風注意報</td></tr>
<tr><td colspan="2">関係機関（海上保安部、警察、消防本部等）から中止の指示があったとき</td></tr>
</table>

※中止を判断した場合は、大井川商工会の HP へ掲載します。

２ 火災・爆発等の事故による中止

開催時間内で火災又は爆発等が発生し、負傷者が出た場合及び事故が拡大する恐れがある場合は、全てのイベントを一時中止し、負傷者の保護・看護、来場者の避難を最優先する。警察・消防による原因調査等に協力する。

※中止の決定については、情報の確認がとれ次第、委員長、事務局及び市行政と速やかに協議し決定する。

火気取扱い出店の皆様へ

平成25年８月15日、京都府福知山市の花火大会会場で多数の死傷者を出す火災が発生しました。

祭礼、縁日、花火大会等の多数の人が集まる催しにおいて火災が発生すると、被害が甚大となるおそれがありますので、次のことに十分注意してください。

１　火気使用器具「ガスこんろ・発電機・フライヤー及びホットプレート（電気調理器具)」は、器具に応じた取扱いをし、本来の使用目的以外に使用しないでください。
２　火気使用器具は、安定の良い不燃性の台の上で使用するとともに、まわりに燃えやすいものを置かないでください。
３　火気使用器具を使用する場合は、消火器を準備した上で使用してください。
４　発電機等へ燃料を補給するときは、必ずエンジンを止めてから行ってください。
５　ガソリンは、わずかな火源でも引火するため、火気の近くでガソリンが入った携行缶を取り扱わないでください。
６　ガソリンが入った携行缶の運搬や保管は、直射日光や高温環境を避けてください。
７　ガソリンが入った携行缶のふたを開ける時は、周囲に火気がないことを確認し、内部の圧力を抜いてから開けてください。
８　ガス使用器具は、ガス漏れを防ぐために、ゴムホース等は器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか点検してください。
９　プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないよう鎖等で固定してください。
10　カセット式こんろは、全体を覆ってしまう大きさの鍋等の使用を避け、ボンベは火気の近くや気温が上がるところに放置しないでください。
11　可燃物の近くで照明器具を使用する場合は、照明器具の熱により可燃物が高温になることがないよう十分注意してください。
12　電球をソケットに確実に接続して、絶縁被覆するなどにより照明器具の充電部分は、露出して使用しないでください。
13　照明器具又は配線は動揺したり脱落したりするおそれがないように取り付けるとともに過度の荷重、張力が加わらないようにしてください。

火の取扱いには十分注意して営業してください。

問合せ先　志太消防本部
予防課　054－623－0119

露店等の開設時に消火器の準備と消防への届出が必要となります。

平成25年8月に京都府福知山市で発生した花火大会火災を踏まえ、志太広域事務組合火災予防条例が以下のように改正され、平成26年8月1日から施行されます。

～多数の者の集合する催し（イベント）を開催するにあたり～

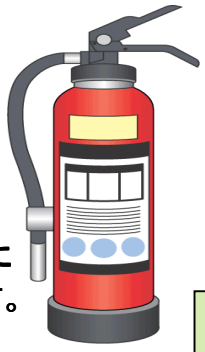
（祭り、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する火気器具等を取り扱う催し）



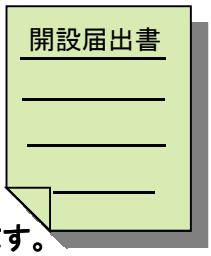


主催者・露店等の開設者の義務となります。

◎火気器具等を取り扱う露店等に
「消火器の準備」が必要になります。
※原則として露店ごとの設置が必要です。



◎火気器具等を取り扱う露店等は、消防署・分署へ開設の5日前までに
「露店等の開設届出書（2部）」 の提出が義務付けられます。



◇「露店等の開設届出書」は志太広域事務組合のホームページからダウンロードできるほか、お近くの消防署でも受け取ることができます。

※自治会行事等も対象となりますが、近親者のみで行うバーベキューや花見などは除きます。

※火気器具等とは、こんろ、グリドル、ストーブなどの固体燃料、気体燃料、液体燃料を使用する器具や電気を熱源とする器具をいいます。



こんろ



ストーブ



グリドル

◎自主点検表等の交付による事前指導があります。
また、必要に応じて消防職員が現地に赴きます。

◇問合せ先　志太消防本部　予防課　623－0119